

様式第4号（第11条関係）

基 建 第 700 号

平成27年9月7日

江 渕 勉 様

基山町長 小 森 純 一

基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案については、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 提案の取扱い

平成27年8月11日に提案のあった新図書館建築物に関する安全性などの確認につきましては、「図書館建築工事設計図面」「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書平成25年度版」（以下標準仕様書という）等を基に本町職員が監督職員として工事の監督を行っています。また、専門的なことは1級建築士の資格者により適正施工を確認するため、監督職員の業務の一部を建築設計事務所（以下工事監理者という）へ委託しています。建築設計事務所は工事施工内容を設計図書と照合し、それが設計図書のとおり実施され品質に問題ないか監督者と工事監理者が工事実施を確認しています。

新図書館建築の工事では毎週、基山町、発注者支援業務委託者、工事監理者、工事施工者で工事の進捗等を確認する定例会議を行っており、その定例会議の場で工事の品質管理や工事中の安全対策、住民の安全確保等の確認を行っています。また、コンクリートの施工においても上記の仕様書等を基に施工確認を行っており安全性に問題ありません。

今後も品質の確保についてこれまでどおり慎重に確認いたします。

2 取扱いの理由

「図書館建築工事設計図面」「標準仕様書」等により工事施工者が作成した施工計画書、施工図等、材料の品質管理等の書類の提出とその内容の協議・確認が義務付けており、問題なく施工されていることを確認しているためです。資料の確認が必要であれば建設課にて対応いたします。